

事 務 連 絡

平成 20 年 1 月 25 日

各検査所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について（訂正）

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成20年1月25日付け食安輸発第0125001号）により実施しているところですが、韓国産二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）の検査に係る試験品採取の方法を下記のとおり訂正し、同通知の別表 1 を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

正	誤
<u>麻痺性貝毒については別表 2 の 14</u> <u>に、下痢性貝毒については別表 2 の</u> <u>17 によること。</u>	別表 2 の 14 によること。